

訪問介護重要事項説明書

**社会福祉法人ほほえみ会
スマイルケア指定訪問介護事業所**

訪問介護重要事項説明書

1. 事業者

事業者名	社会福祉法人ほほえみ会
代表者氏名	理事長 平澤 雅男
所在地	茨城県つくばみらい市福岡1199番
電話番号	0297-20-5525
設立年月日	平成 22年 11月19日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地およびサービス提供実施地域

事業所名	社会福祉法人ほほえみ会 スマイルケア指定訪問介護事業所
所在地	茨城県つくばみらい市福岡1330-4
電話番号	0120-398-294または0297-20-5512
介護保険指定番号 ・その他のサービス	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 (茨城県 0875500415 号) ・居宅介護支援 (茨城県 0875500423 号) ・特別養護老人ホーム雅荘 (茨城県 0875500175 号)
サービス提供地域*	つくばみらい市、守谷市、常総市(水海道地区)、取手市(戸頭) つくば市(真瀬・島名・みどりの・谷田部)、坂東市(大口・猫実・神田山)

*上記地域内であっても、場所によってはお受け出来ない場合があります。

(2) 事業所の運営方針

- ①利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。
- ②利用者の介護に資するなどの観点から、当該利用者に関連する関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことは致しません。

(3) 営業日及びサービスの提供時間

- ①営業日 月曜日～日曜日 *但し、1月1日～1月3日は除く
- ②営業時間 9:00～18:00
*但し、転送電話にて、7:00～9:00、18:00～21:00の時間帯は連絡可能
- ③サービス提供時間 8:00～19:00(通常時間) 18:00～19:00(夜間)
*但し、提供時間帯であっても、状況によってはお受け出来ない場合があります。
*但し、提供時間外でも臨時のサービスを行う場合があります。
*天災や交通障害等のトラブルが発生した場合、提供が困難となりキャンセルさせて頂く場合もあります。
*時間帯により料金が異なります。

(4) 職員の体制

管理者氏名	本橋 雅子
サービス提供責任者	1名以上
介護福祉士、訪問介護員養成研修1・2級課程修了者、介護職員基礎研修・ 介護職員実務者研修・介護職員初任者研修修了者	

3. サービス内容と利用料金

(1) 身体介護

- ・食事介助、水分補給 … 食事の介助、水分の補給を行います。
- ・口腔ケア … 義歯洗浄、口腔内のケアを行います。
- ・排泄介助 … 排泄の介助、オムツ交換を行います。
- ・入浴介助、身体の清拭 … 入浴の介助、入浴が困難な方は清拭(身体を拭く)等します。
- ・着脱介助 … 衣類の着替え等を行います。
- ・体位変換 … 体位の変換を行います。
- ・服薬確認 … 病院から処方された服薬の確認または介助を行います。
- ・安否確認 … 等

(2) 生活援助 (利用者が生活する上で必要な援助)

- ・調理 … 利用者の食事の用意を行います。(ご家族の調理は行いません)
- ・洗濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族の洗濯は行いません)
- ・掃除 … 利用者の居室等の掃除を行います。
(利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、大掃除は行いません)
- ・生活必需品の買物代行または薬とり
- ・利用者の生活、介護、福祉に関する相談
- ・代筆、代読、電話の補助 … 等

(3) 利用料金

- ・65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、『介護保険負担割合証』を元に利用料金の請求となります。
- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合の単位数は、下記の通りです。

①介護給付【基本単位数】

身体介護	30分未満	30分 ～1時間未満	1時間 ～1時間30分未満	1時間30分以降 30分を増すごとに
	244単位	387単位	567単位	82単位
生活援助	20分 ～44分未満	45分以上		
	179単位	220単位		
* 上記の利用合計単位数に20%の特定事業所加算(Ⅰ)が加わります。 * 利用合計単位数に24.5%の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)が加わります。 * 地域区分 7級地・・・1単位当たり 10.21円を乗じた金額が利用合計金額です。 (利用者負担は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた割となります。) ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、10割自己負担となります。				

- * 身体生活に関しては、多種多様な為、介護支援専門員にお尋ね下さい。
- * 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- * やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2名で訪問した場合は、2名分の料金となります。
- * 初回加算に関しては、200単位/月となります。
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、または過去2ヶ月以上訪問介護を利用していない月があつてサービスを再開した場合、初回利用月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、加算をいただきます。
- * 緊急時訪問介護加算に関しては、100単位/回となります。
利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に、加算をいただきます。(要請を受けて24時間以内に訪問した場合に該当します)
- * 生活機能向上連携加算に関しては、100単位/月となります。
訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とりハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した時に加算を頂きます。
- * キャンセル料
急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話0120-398-294または0297-20-5512)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の24時間前までにご連絡の無い場合	サービス時間30分あたり1000円

- * 但し、ご利用者の体調変化(急変)等の理由による場合にはキャンセル料は頂きませんが、当社への連絡がなく、介護員が訪問してしまった場合は発生することがあります。
- * 天災等の事情により、ご利用者よりキャンセルの連絡を頂いた場合、キャンセル料は発生しません。

②日常生活支援総合事業(訪問型サービス独自)給付 【基本単位数】

1ヶ月にかかる 利用単位	(週1回程度)	(週2回程度)	(週2回を超える程度)
	1,176単位	2,349単位	3,727単位
* 利用合計単位に24.5%の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)が加わります。 * 地域区分7級地(常総市)・・・1単位当たり 10.21円を乗じた金額が利用合計金額です。 * 地域区分5級地(守谷市)・・・1単位当たり 10.7円を乗じた金額が利用合計金額です。 * 利用者負担は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額となります。			

- * 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス支援計画書において位置づけられた支給区分によって異なります。
利用者の体調不良や状態の改善等によりサービスの利用が少なかった場合、または多かった場合でも、日割りでの割引・増額はしません(ただし、次の場合については日割り計算を行いそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します)
〔日割り計算を行なう場合〕
 - ・ 月の途中に要介護から要支援に変更となった場合
 - ・ 月途中で要支援から要介護になった場合
 - ・ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
 - ・ ショートステイを利用された場合
- * 初回加算に関しては、200単位/月となります。
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、または過去2ヶ月以上訪問介護を利用していない月があつてサービスを再開した場合、初回利用月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、加算をいただきます。
- * キャンセル料
キャンセル料はかかりませんが、サービスが不要となった場合は、必ずご連絡下さい。

(4) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

(5) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

月ごとに計算し、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して翌月15日頃までに送付しますので、末日までに銀行口座引き落としにてお支払い下さい。(郵ちょ銀行も含む)

4. サービスの利用に関する留意事項等

(1) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	無	
従業員への研修の実施	○	随時行っています。
サービスマニュアルの作成	○	
個人情報の使用同意書	○	

(2) サービス時の留意事項

- ①利用者は「3. サービス内容と利用料金」の(1)、(2)に定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。
- ②利用者が不在の場合は、サービスを提供することができません。
- ③利用者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供は致しません。
- ④厚労省の定めでない医療行為はできません。
- ⑤訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。ご家族や医療機関、事業所への連絡事項が発生した場合の電話等も使用させていただきます。
- ⑥サービス時において、利用者側の過失により、訪問介護員が怪我や事故に遭遇した場合は治療費等を全額負担していただく場合があります。

5. 高齢者虐待の防止について

事業者は高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援致します。ご利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、ご家族等の擁護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、介護支援専門員に報告致します。

6. 個人情報の使用について

事業者は個人情報を必要最低限の範囲で使用・提供いたします。

①使用する目的

- * 介護保険法に関する法令に従い、ご利用者に係る居宅サービス計画ならびに介護サービス計画を円滑に提供する為に実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。
- * 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整に必要となる場合。
- * ご利用者に介護サービスを提供している他の介護サービス事業者と連携する場合。
- * ご利用者に病状の急変が生じた場合の主治の医師等への連絡の場合。
- * ご利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。

②個人情報の内容

- * 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、訪問介護を行う為に最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

③利用期間

- * サービス提供契約期間に準ずる。

④使用にあたっての条件

- * 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に係わる目的以外には使用いたしません。また、契約期間終了においても第三者に漏らしません。

7. 居宅介護支援事業者および地域包括支援センター等との連携(契約書第14条参照)

- ①事業者は訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービス、福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②事業者は、サービス内容が変更された場合や契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護支援専門員に連絡します。

8. 緊急時及び事故発生時の対応(契約書第12条参照)

サービスの提供中に利用者の容体等に変化等があった場合は、緊急マニュアルにて対応させていただきます。また、事故等により、怪我や財産の破損等が生じた場合は、速やかに利用者・ご家族に連絡し必要な措置を講じます。

9. 看取りの対応(契約書第12条参照)

介護支援専門員作成の看取りケアプランに沿ってケアを行っていきます。
24時間の連絡体制を確立し主治の医師・訪問看護師・訪問介護員・介護支援専門員と病状の共有・連携を行い必要な措置を講じます。

緊急対応時間 24時間対応

対応窓口 0297-20-5512

10. サービス内容に関する相談・苦情(契約書第15条参照)

① 当社お客様相談・苦情

窓口 主任 本橋 雅子
電話 0120-398-294または0297-20-5512
受付時間 日曜日～土曜日、9:00～18:00

② その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

	市町村名	電 話
	つくばみらい市	0297-58-2111(代表)
	守谷市	0297-45-1111(代表)
	常総市	0297-23-2111(代表)
	坂東市	0297-35-2121(代表)
	つくば市	029-883-1111(代表)
	取手市	0297-74-2141(代表)

③ 茨城県運営適正化委員会(茨城県社会福祉協議会内)

専用電話 029-305-7193

④ 茨城県国民健康保険団体連合会

介護保険課 029-301-1565

11. 第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
② なし		

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

事業者

所在地 茨城県つくばみらい市福岡1199番
名称 社会福祉法人ほほえみ会
理事長 平澤 雅男

説明者 スマイルケア指定訪問介護事業所
氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に合意します。

〔利用者〕 住所

氏名

〔代理人〕 利用者との関係（ ）

住所

氏名

